

文化施設による高付加価値化機能強化支援事業<事業概要>

事業の趣旨・目的

博物館・美術館等及び劇場・音楽堂等の文化施設について、グローバルに活躍する若手クリエイター・アーティスト等(以下、「若手クリエイター等」といいます。)の育成の一環として、当該若手クリエイター等の「国内における活動の拠点」かつ「活動に対して新たな高い価値を付加する拠点」としての機能形成の推進を目的とした支援です。

博物館・美術館等については、育成対象の若手クリエイター等が生み出す作品を含め、施設が持つ価値(コンテンツ)のデジタル・アーカイブ化等を行いつつ、世界に強力に発信し、価値を高めるとともに、そうした価値に受け手を惹き付けるための計画に対し支援を行います。

劇場・音楽堂等については、世界的な活躍が見込まれる若手クリエイター等の活動拠点として、その育成を行いつつ、芸術性の高い作品の創作や国内外における公演活動、育成対象の若手クリエイター等を世界に強力に発信するための計画に対し支援を行います。

事業の特徴

本事業は、グローバルに活躍する若手クリエイター等の育成の一環として文化施設の機能強化を図ることを目的とした令和10年度までの複数年度にわたる実施計画に対して、弾力的かつ継続的に支援を行うものです。

・目標設定および複数年度の実施計画

応募しようとする各文化施設は、本事業の目的を十分に把握したうえで、現状の課題とニーズを踏まえて、我が国の文化芸術を牽引しうるグローバルな人材の育成と、それらを通じた文化施設の機能強化について目標を設定し、その達成に向けた複数年の実施計画を策定し提出する必要があります。

・【第Ⅰ期】と【第Ⅱ期】

本事業では複数年度にわたる実施計画に対して支援を行うことから、期間を【第Ⅰ期(～令和8年度)】と【第Ⅱ期(令和9年度～令和10年度)】に区分し、本募集では【第Ⅰ期】を助成対象期間とし、当該期間に発生した経費に対して助成を実施します。

助成の対象となる実施計画

(1)助成の対象となる実施計画

若手クリエイター等の国内における活動・発信拠点となるべく、文化施設における育成力・創造力・発信力を強化する取組や、新たな高い価値を若手クリエイター等の文化芸術活動に付加する取組であり、

- ① 拠点形成のための事業
- ② 国内展示/公演
- ③ 海外展示/公演

の3つの事業類型で構成される、令和10年度までの複数年度にわたる実施計画を助成の対象とします。

ただし、令和8年度までを【第Ⅰ期】、令和10年度までを【第Ⅱ期】とし、はじめに【第Ⅰ期】を対象に募集・審査・採択を行います(今回募集)。その後、令和8年度末までに有識者等による【第Ⅰ期】の活動状況・成果等の検証・評価を行い、その結果を踏まえて、助成継続の可否を判断する予定です。【第Ⅰ期】の成果が不十分と判断される場合は、【第Ⅱ期】の助成が認められない場合がありますのでご注意ください。なお、国の予算措置の状況によっては【第

Ⅱ期】の助成が行われない場合があります。あらかじめご了承ください。

＜博物館・美術館等＞

[助成の対象となる事業の例]

- 若手クリエイター等の海外発信等を支援することを目的に、作品である博物館資料のデジタル・アーカイブ化と発信をするとともに、魅力的なデジタルコンテンツの作成とその展示を含めた博物館 DX を強力に推進する取組。
- 若手クリエイター等の活動拠点として、若手クリエイター等の育成ノウハウの磨き上げを行い、国際的に活躍できる若手クリエイター等を輩出することができる博物館等として価値を向上させる取組。
- 若手クリエイター等と博物館等の連携・新たな創造活動により、博物館等を中心として地域・企業・個人等の様々なステークホルダーを巻き込み、若手クリエイター等の新たな活躍の場を提供する取組。

[育成の対象となる若手クリエイター等]

- 「若手クリエイター等」については、様々な分野やジャンルがあることから、一律の定義はしませんが、例えば、画家、工芸作家、彫刻家、現代アーティスト、デジタルクリエイターなどのほか、資料の活用や魅力的な展示を行うディレクターやキュレーターなどの人材も想定しています。
- 「若手」の定義は分野やジャンルで異なることから、若手クリエイター等の年齢・経験等は要件として定めませんが、既に十分な海外知名度を有する者・活動の基盤が海外にある者等については本事業の趣旨に鑑み、審査において対象外とする場合があります。
- 個人だけでなく、複数人によるチームも育成の対象としますが、適切な人員体制となっているかも含めて審査します。
- 若手クリエイター等は、応募時点で本人同意のもと、実施計画への具体的な記載を原則必須とします。採択後に選抜等を行うため応募時点で対象者が未定の場合は、育成対象者の人数や選考方法・選考基準・選考者等を具体的に記載してください。
- 若手クリエイター等は、原則、日本国籍又は日本の永住資格を有する者とします。
- 事業期間中の育成対象としていた若手クリエイター等の変更は原則として認められません。
- 応募団体は事業終了後も育成対象者の活動状況を把握し、独立行政法人日本芸術文化振興会または文化庁より求められた場合は速やかにこれを報告できる体制を整えてください。

[5か年計画の例]

第Ⅰ期 (今回)	令和6年度～令和8年度	・若手クリエイター等と契約、展示等の企画検討 ・展覧会等の準備、作品の制作、作品のデジタル・アーカイブ化 ・国内展覧会の開催
第Ⅱ期	令和9年度～令和10年度	・海外展覧会の開催 ・事業成果の発信

＜劇場・音楽堂等＞

[助成の対象となる事業の例]

- 長期雇用や複数年契約などにより、若手クリエイター等が継続して創造発信する場の提供を行い、育成するとともに、新たな演目を創作し、自館における公演や国内における巡回公演、共同制作公演、海外公演等を実施する取組。また、公演後に批評等を踏まえ改訂(磨き上げ)を行う等、演目の芸術性向上への取組。
- 育成した若手クリエイター等の海外発信を支援するため、若手クリエイター等の活動や魅力、公演映像等を収めた映像資料等を作成し、海外の劇場や芸術祭等へのプロモーション活動を実施する取組。

[育成の対象となる若手クリエイター等]

- 「若手クリエイター等」の例：
実演家(俳優、舞踊家、演奏家、声楽家等)、演出家、指揮者、劇作家、作曲家、アートマネジメント人材、翻訳家、評論家、各種デザイナー・プランナー、技術スタッフ(舞台監督・音響・照明・美術・衣装・メイク・映像・特殊

効果等) 等

- 「若手」の定義は分野やジャンルで異なることから、若手クリエイター等の年齢・経験等は要件として定めませんが、既に十分な海外知名度を有する者・活動の基盤が海外にある者等については本事業の趣旨に鑑み、審査において対象外とする場合があります。
- 個人だけでなく、複数人によるチームも育成の対象としますが、適切な人員体制となっているかも含めて審査します。
- 若手クリエイター等は、応募時点で本人同意のもと、実施計画への具体的な記載を原則必須とします。採択後に選抜等を行うため応募時点で対象者が未定の場合は、育成対象者の人数や選考方法・選考基準・選考者等を具体的に記載してください。
- 若手クリエイター等は、原則、日本国籍又は日本の永住資格を有する者とします。
- 助成対象期間中の育成対象としていた若手クリエイター等の変更は原則として認められません。
- 応募団体は実施計画の終了後も育成対象者の活動状況を把握し、独立行政法人日本芸術文化振興会または文化庁より求められた場合は速やかにこれを報告できる体制を整えてください。

[5か年計画の例]

第Ⅰ期 (今回)	令和6年度～令和8年度	・若手クリエイター等と契約、定期公演等の演目企画検討 ・定期公演等の演目制作開始 ・国内公演の実施
第Ⅱ期	令和9年度～令和10年度	・演目改訂(磨き上げ・質の向上) ・海外公演の実施

※上記に示した「助成の対象となる事業の例」「5か年計画の例」はあくまでも例示です。

(2) 事業類型

実施計画は、以下に記載する①～③の3つの事業類型全てを網羅し、5か年の計画を策定してください。

また、事業類型は、実施する形式ではなく主たる事業目的に応じて分類してください。

① 拠点形成のための事業

若手クリエイター等の育成、育成対象の若手クリエイター等によるコンテンツ制作や関連作品のデジタル・アーカイブ化等、若手クリエイター等の国内の創造活動拠点として行う事業。

② 国内展示/公演

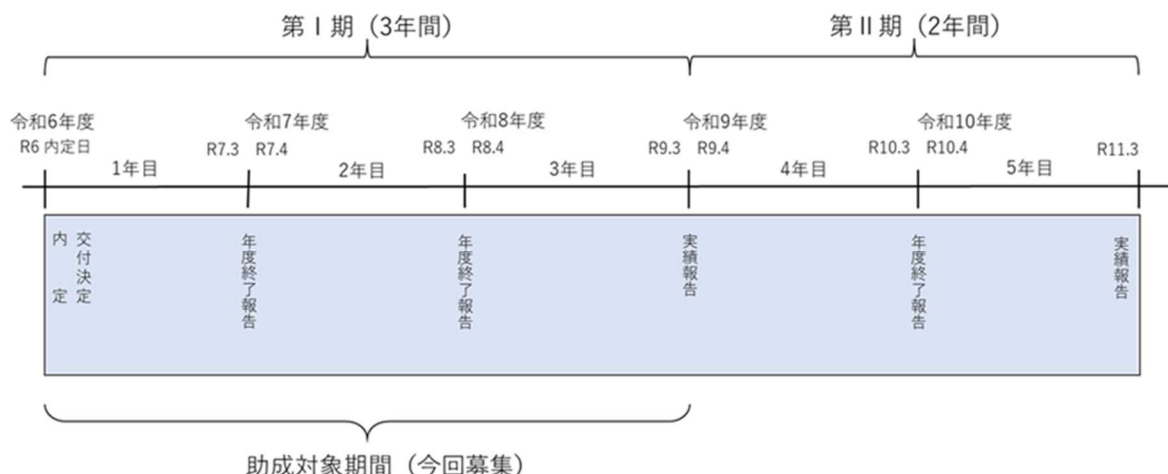
育成対象の若手クリエイター等が参画する展示/公演事業(文化施設の主催もしくは共催事業に限定)

③ 海外展示/公演

海外での展示や公演といった育成対象の若手クリエイター等のグローバルな展開に資する事業(準備・実施)

(3) 事業期間

令和6年度から令和10年度までの5か年実施計画の下、今回の募集では【第Ⅰ期(令和6年内定日～令和9年3月31日)】の間に発生する経費を助成対象とします。



助成の対象となる者

以下の要件を満たす者としてします。

<博物館・美術館等>

- (ア) 博物館(博物館法(昭和 26 年法律 285 号)第2条第1項に基づく登録博物館、若しくは同法第31条第1項に基づく博物館に相当する指定施設及び博物館と同種の事業を行う指定施設と同等以上の規模の施設)
- (イ) 自ら経理し、監査する会計組織を有し、適切な執行ができること。

<劇場・音楽堂等>

- (ア) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)第2条第1項に定める施設を設置する者又は運営する者
- (イ) 自ら経理し、監査する会計組織を有し、適切な執行ができること。

助成金の仕組み

助成金の額は、助成対象期間内の事業にて発生した、助成対象経費×補助率の範囲内、かつ助成対象経費から自己収入額を除いたものの範囲内とします。

実施計画に対する助成金の額

各事業類型により、助成対象経費の補助率が異なります。

事業類型	補助率	
	国立文化施設	国立文化施設以外
① 拠点形成のための事業	10/10	
② 国内展示/公演	1/3	1/2
③ 海外展示/公演	2/3	

なお、【第 I 期】(令和6～令和8年度)の助成金の上限額は、下記のとおりとします。

規模	小規模	中規模	大規模
上限	40,000千円	150,000千円	300,000千円